

通所介護及び地域密着型通所介護の取り扱いについて

平成 30 年介護報酬改定 Q&A (vol. 1) において、平成 28 年 5 月 30 日発出「介護保険最新情報(v o l . 553)」で示された、特定事業所集中減算における通所介護及び地域密着型通所介護の紹介率計算方法については平成 30 年度以降も同様である旨示されました。

従って、この場合における本市の具体的な取り扱い方法について、引き続き平成 28 年 9 月 2 日付通知においてお示した内容で計画数について計算を行っていただきますようお願いいたします。具体的な取り扱いは下記のとおりとなります。

記

通所介護と地域密着型通所介護の取り扱い方法

- 1 原則として、通所介護と地域密着型通所介護それぞれにおいて計画数の計算を行う。
80%を超えない事業所→終了
80%を超える事業所→2へ

- 2 それぞれの計画数を計算し、80%を超える場合には、通所介護と地域密着型通所介護を合算したもので再度計画数を計算する。
80%を超えない事業所→減算適用なし
80%を超える事業所→減算適用あり

- 3 2に該当する場合の必要な提出書類
特定集中減算チェックシート2部
 - ・通所介護と地域密着型通所介護それぞれのもの
 - ・通所介護と地域密着型通所介護合算したもの
(通所介護の区分に記載してください。合算したシートは、通所介護の区分のみの記載で差支えありません)

【参考】

特定事業所集中減算における「通所介護・地域密着型通所介護」の取り扱いについて

問 平成28年4月1日から特定事業所集中減算の対象サービスとして地域密着型通所介護が加わったところであるが、平成28年4月1日前から継続して通所介護を利用している者も多く、通所介護と地域密着型通所介護とを分けて計算することで居宅介護支援業務にも支障が生じると考えるが、減算の適用有無の判断に際して柔軟な取り扱いは可能か。

(回答)

- 平成28年4月1日以降平成30年3月31日までの間に作成される居宅サービス計画について特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差支えない。